復古夢物語

初編 乾

櫻雨園主人著
曜齋國輝画

復古夢物語

初編
二冊

東京書肆
製本賣弘 文永堂

自序

不善自謟

天文地理を須弥山に。説く佛者法
華経附會。元保元年如乃高書るり。
地球の圓きを不審して。その南方文字の
違ふを。不過事二十年。須臾御宗
の仮寓り。南柯乃夢法変化り界
蓬萊を海船。陳芳薄語の沿郎。

48-7505

[illegible]ち開化[illegible]ち[illegible]ち[illegible]ち。四く[illegible]ち[illegible]ち
羅紗[illegible]。[illegible]刀[illegible]可[illegible]不[illegible]自[illegible]自
立法權の闘[illegible]ひと悟[illegible]郵[illegible]發明
[illegible]。[illegible]子織編[illegible]不[illegible]と[illegible]。
郵[illegible]へ[illegible]西洋[illegible]人八四海兄弟
[illegible]。交[illegible]厚き和[illegible]法[illegible]針線の[illegible]
機[illegible]車[illegible]合[illegible]。七里[illegible]

一事問。萬里[illegible]の物價を進退生糸
[illegible]。[illegible]に[illegible]絲[illegible]
商法敵通[illegible]快き[illegible]を[illegible]絲を
不[illegible]の德風に。[illegible]優古の美物語
[illegible]。滑稽洒落[illegible]波[illegible]を加筆[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]。正史の部類と[illegible]

今神智を[illegible]く弘端り。爆[illegible]
[illegible]き文明の光輝り風[illegible]
言葉弘。玉を[illegible]滋味を[illegible]と[illegible]の言。

明治六年癸酉季春
五雲樓櫻田園主人東京
紅雪山人春浦題

別書目録

安政日記　本史
大和日記
改革録
外國往復書翰
奉勅始末
海防議集
幽囚録
松陰文抄

元治夢物語　徳川禁令
日本貿易考　獄案文錄
皇國太平記　元治語
近世野史　同天
詩史　近世
史略　蝦夷の夢

留魂録　大政官
日誌　鎮將府日誌
鎮臺日誌　江城日誌
東京城日誌　還幸
日誌　東巡日誌
明治新聞六合
新聞
此他新聞數本

官女村岡

武[illegible]邪路
茂和賀多奴
醜忡遠欲拂
袖耳露白玉
右
讃前中納言齊昭卿
春輔 [illegible]

井伊中將
吉田松陰紅雪
夢物語初口四

史ゝ頻古
浮この世に来て
胡蝶をとゝに
かりまくら
すみれの床に
夢のよの夢
櫻雨園主

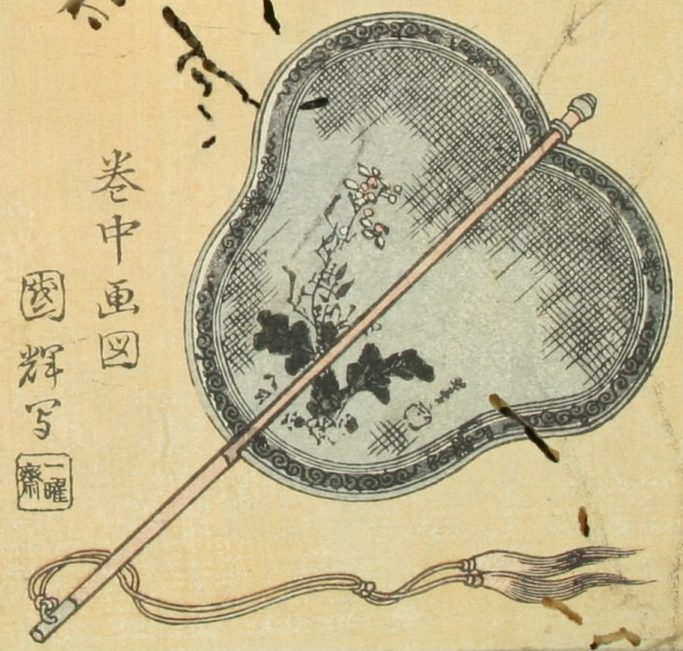

巻中画図
國輝写 一曜齋

復古夢物語初編上

櫻雨園主人編輯

第壹回

在昔保元の内乱ゝ君臣兄弟争ひ起りて三綱乱れ國沿ら
没亦復平治の逆乱ゝ平清盛武功ゝ依り獨兵權を執
しより推て天子の外戚ゝ倣ひ殘忍悖逆せざることなく
宮家ハゆれども光ゞ如し是時ゝ當りて源頼朝義旗を
伊豆の配所ゝ揚て平家を西海ゝ討滅し凱歌を京師ゝ

奏せしらば後白河天皇叡感のあまり摠追捕使を授らる
是より武家ハ繁昌し封建各掌握し威勢八荒に輝
し朝家をやうやく衰へく武断に憑らぞ[illegible]
頼朝の児子們亡びくより北條義時陪臣として国命を
執りて四方を威伏し兼久の乱起るに及びて畏くも
後鳥羽土御門順徳の三皇を孤島に遷しまゐらせて
是威を子孫に傳へより御代の歴たりて後醍醐
天皇御即位ゆ初めよりいくを高時ゆ誅戮に先天皇の

御遺恨ゆ雪めまゐらせんとて師を頻りに御謀の有し
ゆ新田義貞楠正成此他天皇の軍ふちさげひ義貞ハ
鎌倉ゆ討夷げて其の巣穴を拂ひ[illegible]ど間なく南北
両の御争ひ起り続いく尊氏逆威に荒まて朝家の
御光ゆの暮く亦も應仁の大乱に都の景況もいれて
「たのれやしる扨も野べの夕ぐりのゆくとそれハ落る涙ぞ」
と飯尾彦六左エ門ゆ詠ひし和歌に誰とも遺感ハ同
袖の両降し往を天正に豊公起りく四海を并呑皇に

動ハ一程もなく慶長以来の逆暴ハ寶祚の光り
名のごとく八重九重の上ハ深居し春秋両度の行幸も
片輪車や轅憲ハ深くぬ古のごとく変ぜしと今上
皇帝ハ御時運開き御即位改元の其の春より封建
廢ぐ復古の聖代萬民安堵の盛觴ハ孝明天皇の
嘉永六年癸丑六月の頃ありて亜米利加の使節
「ペルリ」軍艦四艘を率連て相州浦賀ハ来泊し通信
貿易の支と結だんと國ハ持し書翰を出し已ハ上

陸なさぬくせしかを上下の騒動古今の称変ぞ師
と猿狙の指揮猶豫ひらざれども二百余年の泰平ハ不
具がちなる兵器の時へ乎ハ兎も角も幕府より来使「ペ
ルリ」ハ達まるハ自國ハ開闢の往より外洋の船来朝ハ
ともも長崎の他泊ハ許さぬ是我皇國の舊典なり強
て上陸做ハ時ハ兵力をもつて掃攘ハんと事厳そなふ
威ひとつ以ども後ぐハ気色ひらざれを遂ハ栗浜の左接ふ
彼ぶ書翰ハ受取て徒て幕府の評定ハ非常の防

禦殘儀んとゝく緒候へ俄よ觸出し浦賀を元より江戸
近き海岸嚴しく准備しく勇しくこそ見へつゝ却て
返書の大事あり此度幕府よ局し難く亜米利加来
意の條々を飛撥致の奏聞し京伊勢の神職よ命じ攘
夷の祈禱只管よ仰ひぐ伊勢の神風を待ふかひ無き俄
の騒動茲よ亦亜墨利加の使「ベルリ」ハ先達ての復書を
將軍よ迫り七月よ至く其の変急なり故よ止ん得ず
亜墨利加の使よ情實を陳へ明年まゝと復書を陳延

つゝて幕府も使者を一旦帰国させ幾何もなく彼の書
翰を諸大名よ示し如何すべきと意見を聞くよ或ハ
和親を唱へ或ハ拒絶を唱へ衆議紛々として幕府
も是非を果断せず只徒よ光陰を送りぬ此月幕府
を將軍家慶薨去ありて家定を立て徳川十三代とし
征夷將軍職拜任ありて同八月魯西亜の船長崎よ来り
通信を請ひまゝ蝦夷地の境界區別とを促せり是月
水戸前中納言を擬舉し海防事務職とあり是より

先水戸中納言ハ天保辛丑の年世の形勢を先見し国中寺院の梵鐘を鋳大砲を鋳建武具の用意なりされバ幕府を畏れ直ち水戸中納言を江戸ゟ呼寄せ幽閉し給ふ後今般の変動ゟ再び閣老阿部伊勢守幕府の命を報ず幽閉解き奉りし水戸前中納言と陳ず生来尊王の志厚く文武兼備社名将なり故小良臣不以東湖藤田氏の如く忠孝両全の武士なり世の人皆能知る所なり同九月諸

大名ゟ軍艦を造るゝ能許し日の丸能船の章と
なるゝ事なるよりて王政ゟ行なるゝ皆其の旗號
を用ひ給ふ亦品川の沖ゟ砲臺能築き幕府ハ元
ゟ大小名巨額数門鋳立んと江戸大阪近郷乃
豪富ゟ用金能課け其の入費ゟ納のゝ此年高島
秋帆を獄屋ゟ出し江川太郎左衛門が元ゟ遣ハし
砲術を学ばしむ蘭人ゟ附き学ぶ能以て西洋の砲
術始めて日本ゟ流傳高島を師弟と成此年も

暮明れば安政元甲寅の正月亜墨利加の使軍鑑紙
連れ豆州下田よ着岸し去年の返辞紙但げきと急
ふうし紙稍く四月まで延くと陳延へ共の月漸く幕議
一決し亜墨利加よ返辞ゆう其の趣きを是より日本
近海の航海紙許し薪水食料等の欠くことのれば
補助べし其余伊豆の下田松前函館の三ケ所よ来泊と
許る等の所あり右の返辞を聞六月江戸を発亜墨
利加の使る帰国せり故よまた魯西亜阿蘭陀ふも

右の如く許したりとぞ時当亜国江使下田ふ来泊中
長州江藩吉田松陰門人金子某と率れ断然亜
国の船よりち乗り船将よ依頼し共よ亜国よ航海
せんとぞ謀る亜人是紙兼諾還りて吉田と幕府
よ護送ゆえよ国江制紙反きたる罪よりて
吉田金子并よ吉田の師佐久間象山と獄舎よ囚
ぐ所此象山とは人仁ぞ信州松代の産にして文学よ
達し傍ら西洋の書と讀て兵学よ富り故ふ松陰も

栗濱に於て
幕府の有司
ペルリと応接す

写海浜
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
紅雪題

さじを兵書に象山に学ぶ或日兵を講じ閑談の後象山松陰に説いふ今天下の形勢を察るに海外に廣く浸遊し其の國々に形情を審らかにせば今幕府の蘭人に託し軍艦蒸気を買入れんすらや倖に彼の地に渡り其の要術を学むん便宜あらばや我今此往返に廣く萬国に渡らば船に熟まるのみならず後大益となるべきのみと此儀に建白をせしに終に許されざる松陰あの大議に聞や否大に感激の志に建て竊に

航海に機會に待つに適く魯西亜の船長崎に来なりし聞き其の船に乗り込み彼の地に伴れんと別に或告るに象山其の志に賞し旅用を與へ離別の詩を作り松陰に送る其に松陰直に長崎に至る魯船出帆の後なれを空しく江戸に帰りまさ航海のに象山に謀る象山密に謀ぶに援くに前件にいる松陰捕へられと成りしとを行李の内に象山に送別の詩いり故に象山とも

捕られとなりてそのち各く其の藩へとらるーたり
それを厳しく禁錮されてそら空飛ぶ鳥の羨
しく翔なる身とひきゝめく浮雲の晴るゝ時を
待つ勇士の心ぞ恨れあり

第二回

同七月英吉利の軍艦長崎へ来り書を呈しこひ
けるさまの頃我國と魯西亜と隙を生じ已へ戦ふん
とせり故へ貴国の近海へ於て戦ふんも計ぐさー

さすれば薪水食料を乞ふんともひらバ宜しく與給ふ
べしとひらそれバ長崎函館の両湊へ是許ひらん
んこと許されり此年の霜月伊豆の下田沖へ
大洪浪の打起り潮の溢る勢ひへ来泊の魯西亜船
殆大破へ及びぬり此年安政ト改元ひり同二年乙卯
諸國寺院の梵鐘ヒ廃ー大小の砲へ鋳造可成の
朝命ひりーるど智恩院へびび輪王寺の宮あまを
拒ミ給ふみるり終へ止ぬ四月仙臺佐竹両家へ命じ

東西北の蝦夷も戊辰の後むかふ魯国より稍々
すれど境を襲ふ故ありて同月勝麟太郎等を
長崎へ遣し蘭人より就き蒸気船の運転を学ばし
のち幕府の水師提督となれり同十月東国未曾
有の大地震あり尤江戸を第一とし死亡者凡そ十万四
千人市中を過半焼失せ前代未聞の大地震服もの
なられぬ有様をいたれり次第あり同年京都
御所災焼あり三条より上を市中皆焼失せり同三

年丙辰正月より幕府御所を造営仕奉りしよ
り去年江戸城尚芝上野の両営も地震の
為に打破れたる後営繕せるに巨万の金費りて
しも是まで大土木の有毎に諸大名に命じ其の助
け給たりしも近年外國の軍艦日本を窺ふ
備に依りて諸大名の宿衛の為に費ゆれば此度の
土木を助け給止られ夫故幕府の散財続て會計
大に困迫せ偖大阪より京師に近きに海防の備を

叶ずして天保山砲切崩し西川口に砲臺を築く
是亦巨萬の金を費したり此月亜墨利加の人ハルリス
國王の書を持来り伊豆の下田に滞泊し我ハ国本に
おゐて日本全権の役を蒙りたりゆえに此度の国書ハ
我より直に将軍に奏さんと請ふ時に亦吉利船
再び長崎に来り此地に在留の蘭人を以て通信貿
易のことを請ふに幕府の混雜なれ方なく如何
とも計らんと評議のうち八月また東国に大風雨

の天変あり江戸中にて死傷の者凡そ十萬人余なり
されど外國のことのみあらず天変さへ打續きたる故を
もつて堀田備中守を撰舉し閣老に任じ同列
に上ふ座らしめおきて政事を執せゆりしも実に
昨年以来の天変珍支亦外國のことさへ加われば幕府の
閣老たるの重役政事の難渋なるに苦しき役人に
其の職を引請を定めんと伊勢守志願なれ是を淫
意次とも速に倣しめざく此年を暮同四年丁巳正月

長崎在留の阿蘭陀人「甲比丹」書を出して曰へるやう外國と交際を拒こと小義を唱へ大義を弁ぜず叫よ信義交際を憚り攘夷の説を主張するは自國の強弱を知らざる愚の甚しきなり今日本の武を以て外國と戦らんとは鶏卵を以て巖を叩くとなるべかりし已よ十年前清國阿片の支ふること終よ戦ひと敗れ清國大敗北のため其の領地を失ふのみならず現今英吉利国の為に自國を勝手に蹂

されし民亦苦しむ事皆政府の罪なりとやと已が宿志を果さんと為に強く牽合附會の説を吹き幕府弥々畏脚をいよいよ彼の怒り波を發する時は清国廣東の如く恐らん然らふ恰も顛倒人心の疑念を生じ内乱の起らんも計りがたし是よりは表に強く見せず密に通信を交ぶるものと幕議漸く舊規を捨て務めて穏和を主とし遂に水戸中納言を悦び給ひて再び職を辞し出仕を待て

おのゝ下田より滞在の亜人「ハルリス」屢々幕府よ
りひ江戸より来り将軍に謁せんと願ふ幕府ハ
外國人は江戸に入るを許さゞるを「ハルリス」を
屢〻請ふゝ今ハ聞入る気色のなゝされバ終に頑ひ
は仕方より許しなる様三家ハ元より在洲の諸侯より告げ
なれば水戸前中納言はゞ免諸侯皆悦ぶ者多く
不平の餘り書状呈し幕府はいさむるとあゝく
なれども是は採用まるとなく遂ふその年「ハルリス」

江戸に入来り将軍に謁し日本全權を任ぜ
られたる等は國書は讀なず退出し旅館に舎
り其後は閣老と相對し間なく開港交易の定
約は但しなるに閣老も今ハ遁るゝ道なく全穀は
のぞくの外一切は品交易の事ハ両国の商人相互に
之を謀るとも各國有司のなづるとを有と以て其職を
定めん先下田の湊は鎖免神奈川大阪の両所は開港
亦自国より全權公使一人は江戸に居き交際の事務

を取計らはせ尚大小の事総て條約を結びたる體と
して日本政府の印信を得んと茲よりひたすら幕府より
天下の忌諱を憚り印信交易の朝命をこひんと
此年十二月林大學頭等を京師より遣はしまの事件を
願ふとゝども中〻勅許のたまはぬ大ゝ頭等
思案よつて関東の差図を待つよ翌年五年戊午の
春閣老堀田備中守京師より登り審と時勢を解
き之を請ふよ朝紳數名連署の書を奉り之を拒む

ふよりて朝議紛々決せずとなく去るよ亜人ハ
ルリスと條約の遲ゝを怪ひかやうふ時日の後
るゝゝバ我京師よりこれを辨ぜん抑日本の政
権ハ只江戸よりと聞たるよかく因循の上ハ
最早期限を定めて待んと日を約したるよ京師を
勢ひ運びかゝるよ期限を度々おくるをもつて亜人
「ハルリス」の迫ると茲よりて弥急なり関東の飛
檄日夜京師よ来ると又ども京師の状況容易よ馮

かゞ[illegible]を査り茲ゐ神[illegible]つの策を儲け[illegible]彦根乃巨
長野主膳とゝる者関白九條家の臣嶋田某と年比
交ヒ[illegible]を倖ひ幕府島田より多分の賄賂を[illegible]
主膳と共に関白を解[illegible]ば関白某等ゞ言葉に迷
ひて外國交際大小の事務総て幕府に任せんと既
に倫旨も給はるゝを三條内府とゝもに八十八人の
縉紳家一統関白に迫り[illegible]る皇國の一大支を容易
に依頼ひる時を終に外国の為に亡ぼされん至[illegible]く

思慮を廻らし[illegible]余り軽卒のいとうをらんと議論大に
起り関白今をせん方尽て終に勅許の沙汰も止ぬ
同三月堀田侍従ゝ関東に帰る此月幕府衆
議して井伊中将直弼主を元老に撰挙して其職に
居しめたり同六月より日本中コロラの病傳染して江
戸中にて此病に死するもの凡三十万人に至りしとぞ
然るに将軍家定朝臣にいまだ世子のいでざるをなげく
井伊中将の計より紀伊宰相家茂を挙て徳川将

甲比丹
清國の
敗を說て
通信を
薦む

軍の世嗣と定む是の月亜墨利加魯西亜乃軍
艦横濱に来り條約を結ばんと殘促せまる不日英
吉利佛西の軍艦も来るべし是皆條約のことに依て
なり是より在留の亜人「パルリス」頻に利害を述べ條約殘
成さんと逼るに京師の沙汰を可成もいつゝび此儘打
捨置く時は彼り怒もさることがさし万一事を誤まれば
清国の如くなるんかるる危き折に臨み京師の綸旨
を待んを實に愚の限りなりと胸に訪ひ肝に應へく

井伊中将人の異見も忍ることなく終に神奈川におわく
亜國魯国と條約成結び続いて英国佛国と條約をなして
のち此おと京師に奏聞せまの時にいたりて世上皆攘夷
此説起りたち東國にくるに水戸前中納言中國に毛利
中将九州にあてる島津中将尊王攘夷の説殘主張し
議論蝶々として弥止まず是嶋将軍家定病に就いく
終に八月薨去ひり宰相家茂を十四代徳川将軍
とーく未だ幼年十二歳なるにより井伊中将是殘補

佐し叨よ権威弦振ふ弦ゆゑ諸候皆悦ぶ太ド弘
将軍の嗣子と定めんと衆議の折尾張大納言松平越
前守等一搗刑部卿の年長といひ且将軍の器量
ゆゑ弦りゆゑ徳川の家嗣とふさ弦くせ弦ゆゑ
故そと尋ゆるよ刑部卿ゑ水戸前中納言の第八男
ゆゑ中納言の鍾愛まゑ浅ゑ弦ば家門の面々共よ力
を副るといへども時運ゆゑゑぬ故ゆゑ井伊中将是
を採ら決逆よ紀伊宰相弦擬げ人の望ゑ弦ゑ

のゑこの剰外國と通信弦結びだゑ弦尾張越前の
両主水戸の老侯深く怒りを俄よ駕籠の供まハ
せ弦用意ゑく登城ゆゑし弦唯とゑらぼと市中
街談いうゆる珍支の出来ゆゑんと安き心をゑゑ
既よ三家の諸侯ゑ将軍よ謁し速よ曲直弦辨ぜんと
仕講ゆをしも甲斐なくを亦井伊中将の為よ解破
られ其の上登城を留られたゑゑ井伊中将ゑ
憚り恐ゑる人ゆけれバ素よゑ好む遊興よ私金を費

もおとゝ弦いとゝ将軍家の金壹万圓弦借り日夜酒宴
弦催ふけ美人弦集め山海の珍味弦喰ひ勧樂を極むる
とゝ人ども臣家とゝく是を諫むる者なく亡國の勢ひかく
の如くなる古今此例不少嗟可歎ゝ餘りあらんや茲ゝ
京師ゝ於そゝ近来関東の形勢穏ならぎ弦知り其
動変弦鎮めん為め三家の大老井伊中将弦召もとゝ
ども中将尾水越三家弦悪ーさるゝ中陳べ自ら内
外公務の繁劇弦言立遂ゝ朝命ゝ應せぬ京師ゝ

是の月中将の召ゝ應ぜぬるゝ朝議紛然遂ゝ内吉
弦水戸中納言ゝ下し給ふもゝ史ゝ其の大畧弦
印さんゝハ幕府朝議弦待ぎしく各国と條約を
結び家門諸侯の言を容れぎ茲ゝ不平の端弦緒
き今既ゝ外ゝ強慮弦引請切迫如件速ゝ皇の御
心弦安んゝ奉るゝハ夫幕府弦補佐外夷弦攘ひ萬
民の憂弦除き叡慮を安るべーゝの綸旨弦密ゝ下
し給ひるゝとゝ

復古夢物語上巻終

夢物語初上十九

010190518898